

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の改正

1 制度概要

指定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことによって、NPO法人の活動を支援することを目的としており、住民税所得割の納税義務者がNPO法人に寄附を行った場合、都道府県や市町村が指定したNPO法人への寄附金であれば、地方税法に基づき、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。本市でもNPO法人を指定し、標記条例で定めています。

2 改正要点

寄附金税額控除の指定期間の更新申出があった1法人、更新申出がなく指定期間が満了となる1法人、主たる事務所の所在地の変更届出があった1法人に係る条例別表の改正を行いました。

3 指定期間が更新となるNPO法人

法人名	特定非営利活動法人 フードバンク湘南
所在地	平塚市御殿一丁目33番35号 亀井ハイツ101
主な事業	フードバンク活動、子ども食堂等の親子の支援など

4 指定期間が満了となるNPO法人

法人名	NPO法人 スローライフ障害者地域活動支援センター
所在地	鎌倉市腰越四丁目9番8号
主な事業	障がい者の介護支援・就労支援事業、ガイドヘルプ事業など

5 主たる事務所の所在地を変更したNPO法人

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつか
所在地	平塚市山下三丁目22番46号（変更前：平塚市代官町11番30号）
主な事業	資源のリユース、リサイクルの推進など

以 上